**派遣労働者として雇い入れようとするときの明示及び説明**

〇〇 〇〇　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和○年○月○日

（事業所名）

Ⅰ　明示すべき労働条件に関する事項　　　　　　　　　　　　　 （許可番号）

|  |
| --- |
| １　昇給の有無☑　有　　時期、金額等（毎年4月に業績等を勘案して行う。ただし、業績等により実施されない場合あり）☐　無 |
| ２　退職手当の有無☑　有　　時期、金額等（退職金規定により、勤続年数、退職理由を勘案して退職時に支給する。ただし、勤続年数により支給されない場合あり）☐　無 |
| ３　賞与の有無☑　有　　時期、金額等（業績を勘案して年２回（7月、12月）支給する。ただし、業績等により実施されない場合あり）☐　無 |
| ４　協定対象派遣労働者であるか否か☐　協定対象派遣労働者ではない☐　協定対象派遣労働者である　　労使協定の有効期間の終期（令和〇年〇月〇日） |
| ５　派遣労働者から申し出を受けた苦情の処理に関する事項1. 苦情の申出を受ける者

派遣元：派遣事業運営係長　◎◎ ◎◎　（TEL:〇〇〇〇〇〇〇）派遣先：営業課総務係主任　●● ●●　（TEL:〇〇〇〇〇〇〇）1. 苦情処理方法、連絡体制等
	1. 派遣元における苦情の申出を受ける者が苦情の申出を受けたときは、直ちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。
	2. 派遣先における苦情の申出を受ける者が苦情の申出を受けたときは、直ちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。
	3. 派遣先及び派遣元事業主は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に違いなく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。
 |

Ⅱ　説明すべき措置の内容

|  |
| --- |
| ☐　派遣先均等・均衡方式１　法第30条の3の規定（不合理な待遇の禁止等）により措置を講ずべきこととされている事項に関し講ずることとしている措置の内容1. 派遣労働者の待遇のうち均衡待遇の対象となるものについては、派遣先に雇用される通常の労働者との間で不合理な相違は設けないこと。
2. 派遣労働者の待遇のうち均等待遇の対象となるものについては、派遣先に雇用される通常の労働者との間で差別的な取扱いはしないこと。
 |
| ☐　労使協定方式２　法第30条の4第1項の規定により措置を講ずべきこととされている事項に関し講ずることとしている措置の内容　　派遣労働者の賃金および賃金以外の待遇（休暇制度や安全管理等）は法第30条の4第1項の労使協定に基づき決定される |
| ☐　派遣先均等・均衡方式３　法第30条の5の規定（職務の内容を勘案した賃金の決定）により措置を講ずべきこととされている事項　　均衡待遇の対象となる派遣労働者の賃金について勘案する要素（・職務の内容　　・職務の成果　　・意欲・能力又は経験　　・その他の就業の実態に関する事項（　　　）） |